

合併処理浄化槽設置整備事業についてのお知らせ

■ 合併処理浄化槽設置整備事業について

本市では、合併処理浄化槽によるし尿及び生活排水の適正な処理を図り、生活環境の改善及び公衆衛生の向上を図るため、公共下水道事業及び漁業集落排水事業区域外で、合併処理浄化槽を新たに設置しようとする設置者に対し、設置工事費の一部を補助しています。

今回、国や県による補助制度の拡充により、令和6年度から補助金限度額を以下のとおり改めました。

■ 合併処理浄化槽設置整備事業補助金について

- ・ 設置補助金・・・新たに合併処理浄化槽を設置する場合の設置費用に係る補助金
- ・ 撤去補助金・・・単独浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の撤去費用に係る補助【新規】
- ・ 配管補助金・・・単独浄化槽又は汲み取り槽から合併処理浄化槽に転換する場合の宅内配管費用に係る補助【新規】

■ 高度処理型合併処理浄化槽設置整備事業（窒素又は磷）について

環境省が定める「閉鎖性海域」において、窒素又は磷を除去する機能を持った高度処理型の合併処理浄化槽を設置する場合は設置整備事業補助金が増額となります。

なお、対象区域等の要件が限られているため、詳しくは担当課までお尋ねください。【閉鎖性海域対象区域：郷ノ浦・半城湾・内海】

< 補助額一覧 >

人槽	事業名	事業内容	補助限度額	
			通常型	高度処理型
5人槽	新規設置	設置のみ	513,000円	<u>547,400円</u>
	<u>単独転換</u>	設置+撤去+配管	<u>752,000円</u>	<u>800,400円</u>
	<u>汲取転換</u>	設置+撤去+配管	<u>722,000円</u>	<u>769,400円</u>
6～7人槽	新規設置	設置のみ	574,000円	<u>627,800円</u>
	<u>単独転換</u>	設置+撤去+配管	<u>834,000円</u>	<u>901,800円</u>
	<u>汲取転換</u>	設置+撤去+配管	<u>804,000円</u>	<u>870,800円</u>
8～10人槽	新規設置	設置のみ	665,000円	<u>714,100円</u>
	<u>単独転換</u>	設置+撤去+配管	<u>968,000円</u>	<u>1,031,100円</u>
	<u>汲取転換</u>	設置+撤去+配管	<u>938,000円</u>	<u>1,000,100円</u>
11人槽以上	新規設置	設置のみ	1,235,000円	<u>1,393,800円</u>
	<u>単独転換</u>	設置+撤去+配管	<u>1,359,000円</u>	<u>1,531,800円</u>
	<u>汲取転換</u>	設置+撤去+配管	<u>1,329,000円</u>	<u>1,500,800円</u>

※従来、上記の他「21～30人槽」「31～50人槽」「51人槽以上」の区分がありましたが、今回の改正により「11人槽以上」に含まれます。

■ 添付書類について

撤去補助金及び配管補助金を申請する場合、交付申請や実績報告の確認書類として以下の書類の提出が必要となります。

① 交付申請書

- (1) 審査期間を経過した浄化槽設置届出書の写し又は建築確認通知書の写し
- (2) 設置場所の案内図
- (3) 住宅を借りている者は、その賃貸人の承諾書
- (4) 浄化槽管理票 C 票
- (5) 浄化槽登録証の写し
- (6) 工事見積書
- (7) その他市長が必要と認める書類

★ 追加書類

(宅内配管工事費の補助を申請する場合)

- 宅内配管工事費の見積書

(単独処理浄化槽又はくみ取り槽撤去の補助を申請する場合)

- 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の位置図および現況図
- 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去処分費用見積書
- 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の現況写真

② 実績報告書

- (1) 浄化槽保守点検業者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し
- (2) 浄化槽法定検査依頼書の写し
- (3) 施工及び完成写真
- (4) 工事請求書
- (5) その他市長が必要と認める書類

★ 追加書類

(宅内配管工事がある場合)

- 工事写真（施工前、施工状況、施工後、完成）
- 宅内配管工事に要した費用の請求書（写）

(単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去がある場合)

- 工事写真（施工前、施工状況（撤去物）、施工後、完成）
- 単独処理浄化槽又はくみ取り槽の撤去に要した費用の請求書（写）

<問い合わせ先>

吉崎市建設部

上下水道課下水道班

TEL.0920-42-1113